

意思疎通支援事業として実施する遠隔手話通訳に対する広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業の対応について

県内の各市町が手話通訳者を派遣する市町派遣事業の実施に際し、災害時、緊急時等やむを得ない事由により手話通訳者の派遣が困難な場合においては、遠隔手話通訳による実施も可能とし、広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業で市町の状況等に応じ次のとおり対応を可能とします。

広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業による遠隔手話通訳を依頼する場合は、まずネットワーク管理者に状況をご連絡してください。

### 1 手話通訳者の派遣及びタブレット等の器機の体制が整わず、市町が遠隔手話通訳の実施が困難な場合

(実施内容)

広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業で手話通訳者の派遣及び遠隔手話通訳用タブレットの市町への貸出を行う。

ネット環境の整備がされていない場所で実施する場合は、移動式 Wi-Fi ルーター（ポケット Wi-Fi）と共に貸出を行う。

(費用)

市町は、手話通訳者の報償費、旅費をネットワーク管理者に対し支払うものとする。

県は、遠隔手話通訳用タブレット・Wi-Fi ルーター無償で貸出し、Wi-Fi ルーターの通信費、タブレット・Wi-Fi ルーター貸出送料を負担する。

### 2 手話通訳者の派遣は市町で実施可能だが、タブレット等の器機の体制が整わず、市町が遠隔手話通訳の実施が困難な場合

(実施内容)

広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業で遠隔手話通訳用タブレットを市町への貸出を行う。

ネット環境の整備がされていない場所で使用する場合は、移動式 Wi-Fi ルーター（ポケット Wi-Fi）を設定して貸出を行う。

市町で手話通訳者の依頼派遣を行う。

(費用)

市町は、ネットワーク管理者に対し支払はないものとする。

### 3 市町が遠隔手話通訳実施可能な場合は、市町で遠隔手話通訳を実施する。

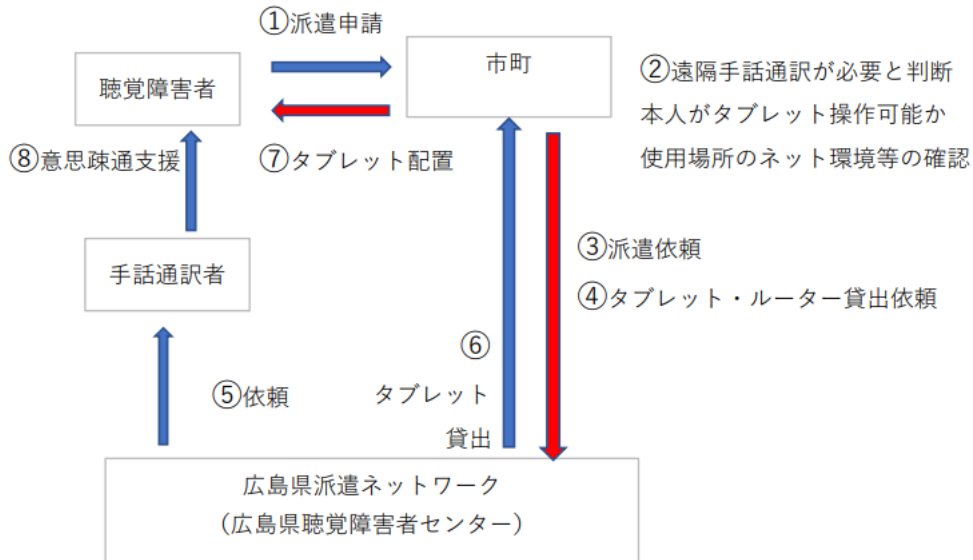
## 【費用負担等について】

	手話通訳派遣		通信機器貸出				
	遠隔手話通訳者派遣	通訳者派遣利用料	タブレット	移動式Wi-Fiルーター	Wi-Fiルーター通信費	機器の送料	機器の費用
1 派遣 機器貸出 を県に依頼	県NW	<small>報償費・旅費</small> 県NW※ → 手話通訳者 <small>利用料</small> ← 市町	・県NWでタブレット無償で貸出。送料も無償とする。 ・タブレットをWi-fi環境が整備されていない場所で使用する場合は、移動式wifiルータ(ポケットWi-Fi)を通信可能な状態にしタブレットと一緒に無償で貸出。				無償
2 機器貸出 を県に依頼	市町	市町 → 手話通訳者 <small>報償費・旅費</small>	・県NWでタブレット無償で貸出。送料も無償とする。 ・タブレットをWi-fi環境が整備されていない場所で使用する場合は、移動式wifiルータ(ポケットWi-Fi)を通信可能な状態にしタブレットと一緒に無償で貸出。				無償
3 県への依頼 なし	市町	市町 → 手話通訳者 <small>報償費・旅費</small>	タブレット等の器機は市町で準備				-

※県 NW (広島県手話通訳ネットワーク)

## 【遠隔手話通訳県ネットワークへの依頼の流れ】

(派遣・機器貸出を広島県手話通訳者派遣ネットワークに依頼する場合)



※遠隔ではない当該市町の登録通訳者を確保できず手話通訳者派遣ネットワーク利用の場合と同様に市町は派遣利用料を県派遣ネットワークへ支払う。

タブレット等は無償貸出

### 【連絡先・対応可能日時】

広島県手話通訳者派遣ネットワーク      広島県聴覚障害者センター  
 広島市南区皆実町1丁目6-29健康福祉センター2F    TEL082-254-0085/FAX082-254-0087  
 火～日曜日9:00～17:00

### 【遠隔手話通訳の対象となる場合】

災害時、緊急時（感染症等）等やむを得ない事由により手話通訳者の派遣が困難な場合